

全建事発第 3 号
平成 25 年 4 月 4 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
〔 公 印 省 略 〕

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程の周知について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、国土交通省より標記規定を定め、当規定に基づき燃費基準を達成した建設機械の認定を開始する旨、別紙の通り本会に対して周知の依頼がありました。

つきましては、貴会所属会員に対し、周知方お願いいたします。

以上
(担当：事業部事業企画課 吉田)

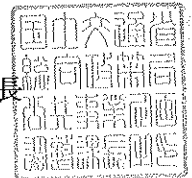
国総環リ第 151 号

平成 25 年 3 月 22 日

一般社団法人 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局

公共事業企画調整課長



燃費基準達成建設機械の認定に関する規程の周知について

国土交通省では建設施工の環境対策として、騒音や有害排出ガスなど沿線環境への負荷を低減した建設機械を指定する制度を従前より運用し、直轄工事での積極的利用を図っているところですが、二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出による地球温暖化についても、昨今とりわけ関心の高い環境問題となっており、建設施工分野においても具体的かつ実効力のある対策により CO₂ 排出削減を図っていく必要があります。

このため、燃費性能の優れた建設機械や建設施工に関する建設業者による自発的な活動の実施を促進することを目的として、「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」を別紙のとおり定め、この規程に基づき国土交通省が燃費基準を達成した建設機械の認定を開始いたします。

つきましては、燃費性能の優れた建設機械の普及を図るため、貴会傘下会員に対する周知をお願いいたします。

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程

(目的)

第一条 本規程は、燃費が最も優れた建設機械の燃料消費性能を勘案して定めた燃費基準を達成する建設機械（以下「燃費基準達成建設機械」という。）の型式等についての認定等（以下「型式認定」という。）に関して必要な事項を定めることにより、燃費基準達成建設機械への関心と理解を深め、二酸化炭素排出低減に資する燃費基準達成建設機械の普及促進を図るとともに、燃費性能の優れた建設機械や建設施工に関する建設業者による自発的な活動の実施を促進し、地球環境保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において「建設機械」とは、建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二条第一項に規定する建設機械をいう。

2 この規程において「燃費評価値」とは、別紙一に規定する燃料消費量評価値算定要領に基づいて算定した燃料消費量評価値をいう。

3 この規程において「燃費基準値」とは、別表一に掲げる建設機械の機種及び区分ごとに定められた値をいう。

(燃費基準達成の技術基準)

第三条 次の各号に掲げる建設機械について、燃費基準を達成するため必要な技術上の基準は当該各号に定めるとおりとする。

- 一 燃費基準達成建設機械 燃費評価値が別表一に掲げる燃費基準値以下であること
- 二 燃費基準85%達成建設機械 燃費評価値が別表一に掲げる「燃費基準値を0.85で除した値」以下であること

(建設機械の型式認定)

第四条 総合政策局公共事業企画調整課長は、次の各号のいずれかに該当する建設機械について、前条第一号又は第二号の基準に適合するとともに均一性を有している建設機械を、燃費基準達成建設機械又は燃費基準85%達成建設機械として型式認定することができる。

- 一 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法（以下「法」という。）第十条の規定による型式届出特定特殊自動車であって、法施行規則第十六条第一項第二号に定める表示（原動機の法届出出力（自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をいう。以下同じ。）が19kW以上56kW未満のものについては表示年が2011年、56kW以上560kW未満のものについては表示年が2014年）が付された特定特殊自動車
- 二 法届出出力が19kW以上560kW未満の軽油を燃料とする原動機であって、法届出出力が19kW以上56kW未満のものについては「今後の自動車排出ガス対策のあり方について（第九次答申）（平成20年1月29日中央環境審議会）」（以下「九次答申」という。）の別表1に掲げるディーゼル特殊自動車2011年許容限度設定目標値、56kW以上560kW未満のものについては九次答申の別表2に掲げるディーゼル特殊自動車2014年許容限度設定目標値を満たし、かつ、道路運送車両法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であるものを搭載しており、道路運送車両法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた、又は道路運送車両法施行規則第62条の3の規定によりその型式について認定を受けた特殊自動車

2 型式認定において、同一の型式として処理できる範囲は、別紙二に規定する燃費基準達成建設機械の同一型式判定要領によるものとする。

3 総合政策局公共事業企画調整課長は、燃費基準達成建設機械認定申請書（以下「認定申請書」という。）が提出された日から原則3ヶ月以内に審査を行い、認定するものとする。

(型式認定の申請)

第五条 建設機械の製作又は輸入（以下「製作等」という。）を業とする者で前条の規定による型式認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を総合政策局公共事業企画調整課長に提出しなければならない。

- 一 認定申請書（様式一）
- 二 申請に係る建設機械のエネルギー消費性能に関する諸元表（様式二の一、様式二の二又は様式二の三）
- 三 申請に係る建設機械の仕様書
- 四 申請に係る建設機械の外観図
- 五 申請に係る建設機械の燃費評価値の算定に係る試験方法による試験結果記録表
- 六 申請に係る建設機械の品質管理を担当する者（日本工業規格Q九〇〇一の規格又はこれと同等以上の規格若しくは検査の業務組織及び検査の実施要領において品質管理を担当することとされている部署に所属する者）が前号の試験結果記録表に誤りがないことの確認を行った書面（様式三）
- 七 当該型式に属する建設機械のいずれもが燃費基準達成技術基準に適合することの確認方法を証する書面
- 八 申請に係る建設機械の製作等を業とする者から当該建設機械を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し
- 九 その他総合政策局公共事業企画調整課長が型式認定に関し必要があると認める書面

- 2 型式認定を受けようとする者が認定申請を行う建設機械に関して他者から供給を受けている場合においては、前項に規定する書面に加え、供給者による建設機械同一証明書（様式四）を提出しなければならない。
- 3 型式認定を受けようとする者が認定申請を行う建設機械に関して他者と共同で供給しようとしている場合においては、第一項に規定する書面に加え、建設機械共同供給証明書（様式五）を提出しなければならない。
- 4 型式認定を受けようとする者は、申請に係る建設機械の燃費評価値の算定のための試験実施の日以降の日であつて、その製作等に係る当該建設機械と同一の型式に属する建設機械のいずれもが燃費基準達成の技術基準に適合するものとなることを確保することができると認める日（以下「認定適用日」という。）を定め、第一項第一号の認定申請書に記載しなければならない。

（技術基準適合検査記録の保存等）

第六条 型式認定を受けた者は、当該型式認定された建設機械の製作等をする場合においては、燃費基準達成の技術基準に適合するようにしなければならない。

- 2 型式認定を受けた者は、前条の規定による申請に係る確認方法に従い、その製作等に係る当該型式認定された建設機械について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（認定の通知）

第七条 総合政策局公共事業企画調整課長は、第四条の規定により燃費基準達成建設機械又は燃費基準85%達成建設機械の型式認定を行ったときは、当該型式認定を受けた者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。

（認定番号等の公表）

第八条 総合政策局公共事業企画調整課長は、型式認定をし、又は取り消したときは、当該型式認定された建設機械の製作等を業とする者の氏名又は名称、当該型式認定された建設機械の名称、型式、カタログ名、燃費評価値及び認定適用日並びに認定番号を遅滞なく公表するものとする。

- 2 総合政策局公共事業企画調整課長は、第十三条第一項第八号に該当し型式認定を取り消したときは、その内容について公表するものとする。

（変更の届出）

第九条 型式認定を受けた者は、第五条第一項第一号、第七号、同条第二項又は同条第三項に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、様式六による届出書を、遅滞なく総合政策局公共事業企画調整課長に届け出なければならない。届出にあたっては、当該変更箇所に係る内容が分かる書面を添付するものとする。

(変更の申請)

第十条 型式認定を受けた者は、第五条第一項各号（第一号、第七号、第八号及び第九号を除く。）、に掲げる書面の記載事項について変更しようとするときは、遅滞なく総合政策局公共事業企画調整課の承認を受けなければならない。申請にあたっては、次の各号に掲げる書面を提出するものとする。

- 一 様式七による変更申請書
- 二 当該変更箇所が分かる書面
- 三 申請に係る建設機械の燃費評価値の算定に係る試験方法による試験結果記録表
- 四 申請に係る建設機械の品質管理を担当する者（日本工業規格Q九〇〇一の規格又はこれと同等以上の規格において品質管理を担当することとされている部署に所属する者）が前号の試験結果記録表に誤りがないことの確認を行った書面（様式三）

2 第一項の承認を受けようとする者は、申請に係る建設機械の燃費評価値の算定のための試験実施の日以降の日（以下「変更適用日」という。）を定め、第一項第一号の変更申請書に記載しなければならない。

(廃止の届出)

第十一条 型式認定を受けた者は、当該建設機械の製作等をしなくなったときは、その旨を記載した様式八による届出書を、遅滞なく総合政策局公共事業企画調整課長に届け出なければならない。

(型式認定された建設機械の燃費評価値測定資料等の提出)

第十二条 総合政策局公共事業企画調整課長は、型式認定された建設機械について第三条の基準に適合していないと認められるとき、その他型式認定に係る規定を満たしていないと認められるとき又は総合政策局公共事業企画調整課長が測定した燃費評価値と当該型式認定された建設機械の燃費評価値に明らかな差があると認められるとき若しくは必要があると認められるときは、当該型式認定を受けた者に対し、燃費評価値測定に関する詳細資料その他型式認定に係る規定に関する詳細資料の提出及び説明を求めることができる。

(認定の取り消し)

第十三条 総合政策局公共事業企画調整課長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、型式認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 第十二条に規定する燃費評価値測定に関する詳細資料等について、提出又は説明の求めに応じないとき
- 二 第十二条の規定により提出された詳細資料により、型式認定された建設機械が第三条の基準に適合していない又はその他型式認定に係る規定を満たしていないと総合政策局公共事業企画調整課長が認めるとき
- 三 型式認定された建設機械が技術基準に適合しなくなったと認められるとき
- 四 型式認定された建設機械が均一性を有するものでなくなったと認められるとき
- 五 第四条各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき
- 六 第九条第一項の規定による変更を届け出なければならない場合において、遅滞なく届け出なかったとき
- 七 第十条の規定による変更を申請しなければならない場合において、遅滞なく申請しなかったとき
- 八 不正の手段により型式認定を受けたとき
- 九 燃費基準達成建設機械又は燃費基準85%達成建設機械の製作等が中止された場合において、その時から相当期間が経過したとき

(表示)

第十四条 燃費基準達成建設機械の型式認定を受けた者は、認定適用日以降に製造された当該燃費基

準達成建設機械について、様式九による表示を見やすい箇所に付することができる。

- 2 燃費基準 85%達成建設機械の型式認定を受けた者は、認定適用日以降に製造された燃費基準 85%達成建設機械について、様式十による表示を見やすい箇所に付することができる。
- 3 建設機械の型式認定を受けたものは、毎年度、当該認定建設機械の販売台数を当該年度終了後六十日以内に総合政策局公共事業企画調整課長に報告するものとする。

（点検整備方式の周知）

第十五条 第四条の規定による型式認定を受けようとする者は、当該認定建設機械の点検整備方式を使用者に対して周知させるための措置を講じなければならない。

（普及の促進）

第十六条 総合政策局公共事業企画調整課長は、燃費基準達成建設機械の普及の促進に関し、必要な措置を講ずるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 本規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（認定開始日）

第二条 第四条の規程による型式認定のうち、原動機の法届出出力が19kW以上56kW未満の建設機械は平成 28 年 10 月より認定する。

別表一 燃費基準値

機種	区分	燃費基準	
		燃費基準値	燃費基準値を0.85で除した値
油圧ショベル	標準バケット山積容量 (m ³)	2020年燃費基準値 (kg/標準動作)	2020年燃費基準値を 0.85で除した値 (kg/標準動作)
	0.25以上0.36未満	4.3	5.1
	0.36以上0.47未満	6.4	7.5
	0.47以上0.55未満	6.9	8.1
	0.55以上0.70未満	9.2	10.8
	0.70以上0.90未満	10.8	12.7
	0.90以上1.05未満	13.9	16.4
	1.05以上1.30未満	13.9	16.4
	1.30以上1.70未満	19.9	23.4
ブルドーザ	定格出力※ (kW)	2020年燃費基準値 (g/kWh)	2020年燃費基準値を 0.85で除した値 (g/kWh)
	19以上75未満	568	668
	75以上170未満	530	624
	170以上300未満	508	598
ホイールローダー	定格出力※ (kW)	2020年燃費基準値 (g/t)	2020年燃費基準値を 0.85で除した値 (g/t)
	40以上110未満	21.3	25.1
	110以上230未満	27.9	32.8

※定格出力とは、JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力をいう。

別紙一 燃料消費量評価値算定要領

1. 適用範囲

本要領は、標準バケット山積容量が0.25m³以上1.70m³未満の油圧ショベル、定格出力19kW以上300kW未満のブルドーザ及び定格出力40kW以上230kW未満のホイールローダにおける標準作業時の燃料消費量評価値の算定方法について規定する。

2. 燃料消費量評価値の算定

燃料消費量評価値の算定に係る試験方法は、（一社）日本建設機械施工協会規格 JCMAS H020「土工機械－エネルギー消費量試験方法－油圧ショベル」（以下「JCMAS H020」という。）（平成22年9月24日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものを含まない。）、（一社）日本建設機械施工協会規格 JCMAS H021「土工機械－燃料消費量試験方法－ブルドーザ」（以下「JCMAS H021」という。）（平成22年9月24日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものを含まない。）及び（一社）日本建設機械施工協会規格 JCMAS H022「土工機械－燃料消費量試験方法－ホイールローダ」（以下「JCMAS H022」という。）（平成22年9月24日制定によるものに限る。それ以後になされた改正に係わるものを含まない。）によるほか、次に掲げる規定によるものとする。

(1) 試験機械の選定

試験機械は、広く使われる仕様のものであり、型式認定を受けようとする者が定めた型式、仕様及び装備とする。

(2) 試験機械の運転モード

複数の運転モードをそなえた機械については、最大の時間当たり作業量が得られる運転モードで試験するものとする。

(3) 試験結果の提出

JCMAS H020、JCMAS H021又はJCMAS H022の試験結果記録表の提出にあたっては、試験実施担当者による内容チェックの上、右上余白に確認の押印をし、右下余白に燃料消費量評価値を記載してから提出すること。

3. 測定値及び計算値の末尾処理

(1) データ処理の過程における計算値は、四捨五入等の末尾処理を行わないものとする。

(2) 燃料消費量評価値の記入に当たっての末尾処理は、JCMAS H020及びJCMAS H022 によるものについては、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで記載し、JCMAS H021 によるものについては、小数第1位を四捨五入し、整数値までを記載するものとする。

4. 試験機械の型式、仕様及び装備を記載した資料の提出

型式認定を受けようとする者は、試験結果の提出にあわせ、試験機械の型式、仕様及び装備を記載した資料（参考資料1、2又は3）を提出しなければならない。

5. 試験機械の型式、仕様及び装備の公表

総合政策局公共事業企画調整課長は、型式認定された建設機械の試験機械の型式、仕様及び装備を公表するものとする。

別紙二 燃費基準達成建設機械の同一型式判定要領

第1 燃費基準達成建設機械の同一型式の範囲

次に掲げる申請を行う場合において同一の型式として処理できる範囲は、申請又は届出する建設機械の構造が、すでに型式認定を受けた建設機械の構造と比較して、その相違が機種毎に別表二、別表三又は別表四に掲げる「型式を区別する事項」のいずれにも該当しないときとする。

- 1 規程第五条による型式の申請
- 2 規程第九条による変更の届出
- 3 規程第十条による変更の承認に係る申請

別表二 油圧シヨベル

型式を区別する事項			例示
エンジン型式			アウ ABC123-4
エンジン識別記号			アサ XYZ987
法届出出力 ^{注1}			###. # kW/#### min ⁻¹
蓄電装置の形式 ^{注2}			電気二重層キャパシタ
油圧システム、 主要油圧コンポー ネント	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注3}	キケ GHI901-2
		形式 ^{注4}	可変容量 ^{注5} ストン式
		回転速度 ^{注5}	##### min ⁻¹
	制御弁	型式又は仕様 ^{注3}	ス ^{注6} ール径 ## φ 多連弁
		設定圧 ^{注6}	##. # MPa

注1 法届出出力（自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をいう。）の値を記載する。

注2 蓄電装置を搭載していない場合は、「－」を記載する。

注3 型式名がない場合は主な仕様を記載する。

注4 可変容量、定容量等の別、ピストン、バーン、ギヤ等の別を記載する。

注5 定格回転時のポンプ回転数を記載する。

注6 主リリーフ弁設定圧を記載する。

別表三 ブルドーザ

型式を区別する事項				例示
エンジン型式				アイ ABC123-4
エンジン識別記号				アカ XYZ987
法届出出力 ^{注1}				###. # kW/#### min ⁻¹
伝動部分 の型式、 形式、仕 様	発電式の 場合	発電機	形式	三相交流発電式
			定格出力	###. # kW/#### min ⁻¹
		駆動用電動機	形式	三相交流誘導電動式
			定格出力	###. # kW/#### min ⁻¹
		減速装置	終減速装置形式	平歯車 1 段、遊星歯車 1 段式
			総減速比	##. #
	機械式の 場合	変速装置	形式 ^{注2}	トルクフロー
			トルコンパワースhift（又は主クラッチ）形式	3 要素 1 段 1 相式
			変速機形式	遊星歯車式 (F3/R3)
		総減速比	F1/F2/F3	##. #/##. #/##. #
			R1/R2/R3	##. #/##. #/##. #
	油圧式 (HST) の 場合	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注3}	エカ DEF567-8
			形式 ^{注4}	可変容量ピストン式
			設定圧/回転速度 ^{注5}	##. # MPa/#### min ⁻¹
		油圧モータ	型式又は仕様 ^{注3}	斜板###cc/rev
			形式 ^{注4}	可変容量ピストン式
		減速装置	終減速装置形式	平歯車 1 段、遊星歯車 1 段式
			総減速比	##. #

注1 法届出出力（自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をいう。）の値を記載する。

注2 トルコンパワースhift（パワースhift又はトルクフロー）、ロックアップ機構・トルクデバイダ機構の有無、ダイレクトパワースhift（ハイドロシフト）、ダイレクトドライブ等

注3 型式名がない場合は主な仕様を記載する。

注4 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注5 主リリーフ弁設定圧とエンジン定格回転時のポンプ回転数を記載する。

別表四 ホイールローダ

型式を区別する事項				例示
エンジン型式				ｱｲｳ ABC123-4
エンジン識別記号				ｱｶｻ XYZ987
法届出力 ^{注1}				###. # kW／##### min ⁻¹
油圧システム、 主要油圧コンポーネント		油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注2}	ｷｹﾞ GHI901-2
			形式 ^{注3}	可変容量 ^{ﾋﾟ} ｽﾄﾝ式
			回転速度 ^{注4}	##### min ⁻¹
		制御弁	型式又は仕様 ^{注2}	ｽﾌﾟｰﾙ径 ### ϕ 多連弁
			設定圧 ^{注5}	##. # MPa
伝動部分の 型式、形式、 仕様	発電式の場合	発電機	形式	三相交流発電式
			定格出力	###. # kW／##### min ⁻¹
		駆動用電動機	形式	三相交流誘導電動式
			定格出力	###. # kW／##### min ⁻¹
		減速装置	終減速装置形式	平歯車1段、遊星歯車1段式
			総減速比	##. #
	機械式の場合	変速装置	形式 ^{注7}	トルクフロー
			トルコンバータ（又は主クラッチ）形式	3要素1段1相式
			変速機形式	遊星歯車式（F3/R3）
		総減速比	F1/F2/F3	##. #/##. #/##. #
			R1/R2/R3	##. #/##. #/##. #
		油圧式（HST）の場合	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注2}
	形式 ^{注3}			可変容量 ^{ﾋﾟ} ｽﾄﾝ式
	設定圧/回転速度 ^{注8}			##. # MPa/##### min ⁻¹
	油圧モータ		型式又は仕様 ^{注2}	斜板###cc/rev
			形式 ^{注3}	可変容量 ^{ﾋﾟ} ｽﾄﾝ式
	減速装置		終減速装置形式	平歯車1段、遊星歯車1段式
		総減速比	##. #	

注1 法届出力（自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をいう。）の値を記載する。

注2 型式名がない場合は主な仕様を記載する。

注3 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注4 定格回転時のポンプ回転数を記載する。

注5 主リリーフ弁設定圧を記載する。

注6 トルコンパワーシフト（パワーシフト又はトルクフロー）、ロックアップ機構・トルクデバイダ機構の有無、ダイレクトパワーシフト（ハイドロシフト）、ダイレクトドライブ等

注7 主リリーフ弁設定圧とエンジン定格回転時のポンプ回転数を記載する。

燃費基準達成建設機械認定申請書

平成 年 月 日

国土交通省総合政策局
公共事業企画調整課長 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名) 印

住 所

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程第三条の規定に基づき、下記のとおり燃費基準達成建設機械/
燃費基準 85 %達成建設機械の認定を申請します。

記

1. 申請に係る建設機械の型式及び規格

規 格	建設機械の名称	
	型 式	
	同一の型式として処理できる範囲にある建設機械の呼称（カタログ名）	
	標準バケット山積容量（ m^3 ）	
	定格出力（ $\text{kW}, \text{min}^{-1}$ ）	/
	質 量（ kg ）	
	燃料消費量評価値	

2. 特定特殊自動車の排出ガスの規制等に関する法律 届出型式名 又は 道路運送車両法 申請型式名

3. 認定適用日

4. 問い合わせ先（所属、担当者、郵便番号、電話番号、FAX番号、メールアドレス）

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。
(2) 建設機械の名称は、「油圧ショベル」、「ブルドーザ」又は「ホイールローダ」を記載すること。
(3) 標準バケット山積容量は油圧ショベル及びホイールローダにおいてのみ記入し、ブルドーザにおいては「－」を記載すること。
(4) 定格出力は、JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力の値を記載すること。
(5) 質量は、各仕様における質量ではなく、燃料消費量評価値算定要領に基づく試験機械における質量を記載すること。
(6) 燃料消費量評価値の単位は、油圧ショベルにおいては「 $\text{kg}/\text{標準作業}$ 」、ブルドーザにおいては「 g/t 」、ホイールローダにおいては「 g/kWh 」として記載すること。
(7) 問い合わせ先については、提出物について責任を有する者の連絡先を記入すること。

様式二の一

エネルギー消費性能に関する諸元表（油圧ショベル）

				申請機械（記載例）	
建設機械の型式				BH200-8	
同等エネルギー消費性能範囲を別にする諸元	エンジン型式			アイ ABC123-4	
	エンジン識別記号			abc-d1-234	
	定格出力 ^{注1}			###. # kW／##### min ⁻¹	
	法届出出力 ^{注1}			###. # kW／##### min ⁻¹	
	蓄電装置の形式 ^{注2}			電気二重層キャパシタ	
	油圧システム、 主要油圧コンポーネント	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注3}	キケ GHI901-2	
			形式 ^{注4}	可変容量ピストン式	
			回転速度 ^{注5}	##### min ⁻¹	
制御弁		型式又は仕様 ^{注3}	スプール径 ##φ 多連弁		
	設定圧 ^{注6}	##. # MPa			

注1 定格出力とは、JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力を、法届出出力とは、自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をそれぞれいい、その両方を記載する。

注2 蓄電装置を搭載していない場合は、「－」を記載する。

注3 型式名がない場合は主な仕様を記載する。

注4 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注5 定格回転時のポンプ回転数を記載する。

注6 主リリーフ弁設定圧を記載する。

様式二の二

エネルギー消費性能に関する諸元表（ブルドーザ）

					申請機械（記載例）
建設機械の型式					B65ABC-15
同等エネルギー消費性能範囲を別にする諸元	エンジン型式				アイ ABC123-4
	エンジン識別記号				abc-d1-234
	定格出力 ^{注1}				###. # kW/#### min ⁻¹
	法届出出力 ^{注1}				###. # kW/#### min ⁻¹
	伝動部分の型式、形式、仕様	発電式の場合	発電機	形式	三相交流発電式
				定格出力	###. # kW/#### min ⁻¹
			駆動用電動機	形式	三相交流誘導電動式
				定格出力	###. # kW/#### min ⁻¹
			減速装置	終減速装置形式	平歯車1段、遊星歯車1段式
				総減速比	##. #
		機械式の場合	変速装置	形式 ^{注2}	トルクフロー
				トルクコンバータ（又は主クラッチ）形式	3要素1段1相式
				変速機形式	遊星歯車式(F3/R3)
			総減速比	F1/F2/F3	##. #/##. #/##. #
				R1/R2/R3	##. #/##. #/##. #
		油圧式(HST)の場合	油圧ポンプ	型式又は仕様 ^{注3}	エカ DEF567-8
				形式 ^{注4}	可変容量ピストン式
				設定圧/回転速度 ^{注5}	##. # MPa/#### min ⁻¹
			油圧モータ	型式又は仕様 ^{注3}	斜板###cc/rev
				形式 ^{注4}	可変容量ピストン式
			減速装置	終減速装置形式	平歯車1段、遊星歯車1段式
				総減速比	##. #

注1 定格出力とは、JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力を、法届出出力とは、自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をそれぞれいい、その両方を記載する。

注2 トルクコンパワースhift（パワースhift又はトルクフロー）、ロックアップ機構・トルクデバイダ機構の有無、ダイレクトパワースhift（ハイドロshift）、ダイレクトドライブ等

注3 型式名がない場合は主な仕様を記載する。

注4 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注5 主リリーフ弁設定圧とエンジン定格回転時のポンプ回転数を記載する。

様式二の三

エネルギー消費性能に関する諸元表（ホイールローダ）

				申請機械（記載例）	
建設機械の型式				BH200-8	
同等エネルギー消費性能範囲を別にする諸元	エンジン型式			アイ ABC123-4	
	エンジン識別記号			abc-d1-234	
	定格出力 ^{注1}			###. # kW／#### min ⁻¹	
	法届出出力 ^{注1}			###. # kW／#### min ⁻¹	
	油圧システム、 主要油圧コンポーネ ント	油圧 ポンプ	型式又は仕様 ^{注2}	キク GHI901-2	
			形式 ^{注3}	可変容量 ^レ ストン式	
			回転速度 ^{注4}	##### min ⁻¹	
		制御弁	型式又は仕様 ^{注2}	ス [°] ール径 ## φ 多連弁	
			設定圧 ^{注5}	##. # MPa	
	伝動部分 の型式、形 式、仕様	発 電 式 の場合	発電機	形式	三相交流発電式
				定格出力	###. # kW／#### min ⁻¹
			駆動用 電動機	形式	三相交流誘導電動式
				定格出力	###. # kW／#### min ⁻¹
			減速装置	終減速装置形式	平歯車1段、遊星歯車1段式
				総減速比	##. #
		機械式 の場合	変速装置	形式 ^{注6}	トルクフロー
				トルクコンバータ （又は主クラッチ）形式	3要素1段1相式
				変速機形式	遊星歯車式（F3/R3）
			総減速比	F1/F2/F3	##. #/##. #/##. #
				R1/R2/R3	##. #/##. #/##. #
		油圧式 （HST）の 場合	油圧 ポンプ	型式又は仕様 ^{注2}	エカ DEF567-8
				形式 ^{注3}	可変容量 ^レ ストン式
				設定圧/回転速度 ^{注7}	##. # MPa/#### min ⁻¹
			油圧 モータ	型式又は仕様 ^{注2}	斜板###cc/rev
				形式 ^{注3}	可変容量 ^レ ストン式
			減速装置	終減速装置形式	平歯車1段、遊星歯車1段式
				総減速比	##. #

注 1 定格出力とは、JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力を、法届出出力とは、自動車排出ガス規制に係る国内関係法令の規定に基づく出力をそれぞれいい、その両方を記載する。

注 2 型式名がない場合は主な仕様を記載する。

注 3 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注 4 定格回転時のポンプ回転数を記載する。

注 5 主リリーフ弁設定圧を記載する。

注 6 トルクコンパワースhift（パワースhift又はトルクフロー）、ロックアップ機構・トルクデバイダ機構の有無、ダイレクトパワースhift（ハイドロshift）、ダイレクトドライブ等

注 7 主リリーフ弁設定圧とエンジン定格回転時のポンプ回転数を記載する。

試験結果記録表確認書

平成 年 月 日

国土交通省総合政策局
公共事業企画調整課長 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

印

住所

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程（以下「規程」という。）第五条第一項第六号の規定に関し、申請に係る建設機械の品質管理を担当する者が規程第五条第一項第五号に規定する申請に係る建設機械の試験結果記録表の内容に誤りがないことを確認致しました。

1. 試験期日

2. 試験場所

3. 試験機械の型式、製造番号

4. 燃費評価値

5. 確認した日

申請に係る建設機械の品質管理を担当する者

部署

氏名

印

建設機械同一証明書

平成 年 月 日

国土交通省総合政策局
公共事業企画調整課長 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名) 印

住 所

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程第四条第二項に基づき、下記の建設機械は弊社で製造し、△△△△株式会社に供給していることを証明致します。

記

1. 弊社における建設機械の名称及び型式

2. 供給先における建設機械の名称及び型式

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

建設機械共同供給証明書

平成 年 月 日

国土交通省総合政策局
公共事業企画調整課長 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名) 印
住 所

氏名又は名称
(代表者の氏名) 印
住 所

氏名又は名称
(代表者の氏名) 印
住 所

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程第四条第三項に基づき、〇〇〇株式会社、△△△株式会社、□□□株式会社の下記の建設機械は、共同で供給しようとするものであることを証明致します。

記

- 1. 〇〇〇株式会社における建設機械の名称及び型式
- 2. △△△株式会社における建設機械の名称及び型式
- 3. □□□株式会社における建設機械の名称及び型式

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

様式六

燃費基準達成建設機械認定申請書に係る記載事項変更届出書

平成 年 月 日

国土交通省総合政策局
公共事業企画調整課長 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名) 印

住 所

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程第九条第一項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 申請に係る建設機械の名称及び型式
2. 認定番号
3. 変更事項および変更事由
4. 変更事項が生じた年月日
5. 問い合わせ先（所属、担当者、郵便番号、電話番号、FAX番号、メールアドレス）
6. その他必要な事項

備考 (1)日付は、本書面を提出した年月日とする。
(2)問い合わせ先については、提出物について責任を有する者の連絡先を記入すること。

燃費基準達成建設機械認定申請書に係る記載事項変更申請書

平成 年 月 日

国土交通省総合政策局
公共事業企画調整課長 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

印

住 所

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程第十条第一項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 申請に係る建設機械の名称及び型式
2. 認定番号
3. 変更事項および変更事由
4. 変更適用年月日
5. 問い合わせ先（所属、担当者、郵便番号、電話番号、FAX番号、メールアドレス）
6. その他必要な事項

備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

(2) 問い合わせ先については、提出物について責任を有する者の連絡先を記入すること。

様式八

燃費基準達成建設機械製作等廃止届出書

平成 年 月 日

国土交通省総合政策局
公共事業企画調整課長 殿

氏名又は名称
(代表者の氏名)

印

住 所

燃費基準達成建設機械の認定に関する規程第九条第二項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

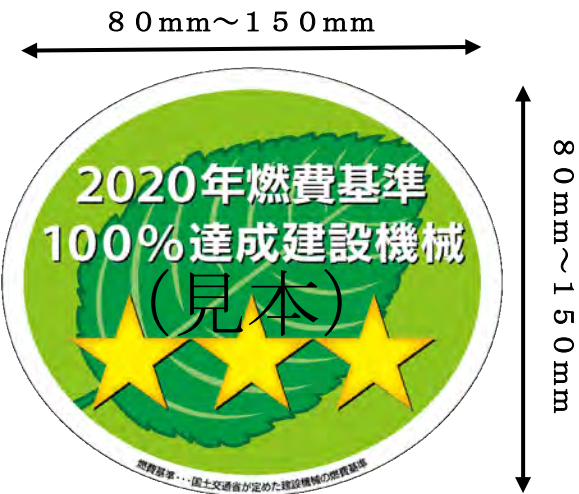
記

1. 申請に係る建設機械の名称及び型式
2. 認定番号
3. 認定日
4. 製作等廃止年月日
5. 問い合わせ先（所属、担当者、郵便番号、電話番号、FAX番号、メールアドレス）
6. その他必要な事項

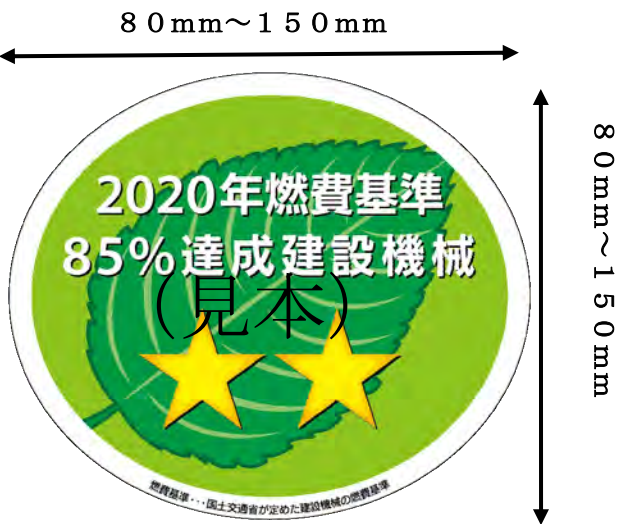
備考 (1) 日付は、本書面を提出した年月日とする。

(2) 問い合わせ先については、提出物について責任を有する者の連絡先を記入すること。

様式九



様式十



参考資料 1

燃費評価値測定機械の型式、仕様及び装備品一覧（油圧ショベル）

仕 様		
諸 元		記載例
型式		ABC100-D
呼称（カタログ名）		AAA100B-DL
機械質量		##. #kg
エンジン型式		7ｲﾝﾁ DEF200
定格出力 ^{注1}		##. # kW / ##### min ⁻¹
油圧式の場合	油圧ポンプ形式 ^{注2}	可変容量ピストン式
	旋回油圧モータ形式 ^{注2}	固定容量ピストン式
	走行油圧モータ形式 ^{注2}	可変容量ピストン式
ハイブリッド式	油圧ポンプ形式 ^{注2}	可変容量ピストン式
	走行油圧モータ形式 ^{注2}	可変容量ピストン式
	蓄電装置の形式	電気二重層キャパシタ
	発電電動機の形式	三層交流同期形永久磁石式
	旋回電動機の形式	三層交流同期形永久磁石式
装備品		
バケット	作業機の形式 ^{注3}	標準バケット
	容量（山積）	（山積）#. #m ³
	その他特別な装備 ^{注4}	強化型リンク
アーム	アームの形式 ^{注5}	標準アーム/#. # m
	その他特殊な装備 ^{注6}	へこみ防止プレート
ブーム	ブームの形式 ^{注7}	標準ブーム/#. # m
	その他特殊な装備 ^{注8}	クレーン兼用タイプ
上部旋回体	特殊な装備 ^{注9}	増量（0.4t）カウンタウエイト
キャブ等の特殊な装備 ^{注10}		キャブ、EOPS
足回りの種類 ^{注11}		湿地シュー／#### mm
強化・安全装備 ^{注12}		フルトラックガード
標準型・超小旋回形・後方小旋回形の区別		標準型
その他の装備品 ^{注13}		建機遠隔情報管理システム

注1 定格出力（JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力をいう。）の値を記載する。

注2 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注3 標準バケット、岩用バケット、強化バケット等。

注4 強化型リンク等。

注5 標準アーム、強化アーム等。

注6 へこみ防止プレート、クレーン兼用タイプ、アタッチメント用配管付等。

注7 標準ブーム、強化ブーム、側溝掘ブーム、スイングブーム等。

注8 クレーン兼用タイプ、アタッチメント用配管付等。

注9 増量（ t）カウンタウエイト等。

注10 EOPS、ROPS、OPG（フロントガード、トップガード）、キャノピ等。

注11 幅広シュー、湿地シュー、ゴムクローラ、パットシュー、ロングトラック、ワイドゲージ、ナローゲージ等。

注12 フルトラックガード、レボフレームデッキガード、レボフレーム強化アンダーカバー、キャブ強化ガード、後方カメラ等。

注13 建機遠隔稼働管理システム、マルチコントロール、マシンセキュリティシステム等。

注14 記載する事項が無い項目には、「－」を記載する。

参考資料 2

燃費評価値測定機械の型式、仕様及び装備品一覧（ブルドーザ）

仕 様			
諸 元		記載例	
型式		ABC100-D	
呼称（カタログ名）		AAA100B-DL	
機械質量		##. #kg	
エンジン型式		7ｲﾝ DEF200	
定格出力 ^{注1}		##. # kW / ##### min ⁻¹	
発電式の場合	発電機形式		三相交流発電式
	駆動用電動機形式		三相交流誘導電動式
	終減速装置形式		遊星歯車 2 段式
機械式の場合	変速装置	形式 ^{注2}	トルクフロー
		トルコンﾊﾞｰﾀ（又は主ｸﾗｯﾁ）形式	3 要素 1 段 1 相式
		変速機形式	遊星歯車式 (F3/R3)
	終減速装置形式		平歯車 1 段、遊星歯車 1 段式
油圧式（HST）の 場合	油圧ポンプ形式 ^{注3}		可変容量ピストン式
	油圧ﾓｰﾀ形式 ^{注3}		可変容量ピストン式
	終減速装置形式		平歯車 1 段、遊星歯車 1 段式
装備品			
作業装置の形式	前方作業機 ^{注4}		ストレートブレード
	後方作業機 ^{注5}		ドローバ
足回りの種類 ^{注6}			湿地シュｰ/760 mm
操向装置の形式 ^{注7}			ｸﾗｯﾁ&ﾌﾞﾚｰｷ
キャブ等の特殊な装備 ^{注8}			キャブ、ROPS
強化・安全装備 ^{注9}			ﾌﾙﾚﾝｸﾞｽﾄﾗｯｸｶｰﾄﾞ
その他の装備品 ^{注10}			建機遠隔情報管理システム

注 1 定格出力（JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力をいう。）の値を記載する。

注 2 トルコンパワースhift（パワースhift又はトルクフロー）、ロックアップ機構・トルクデバイダ機構の有無、ダイレクトパワースhift（ハイドロシフト）、ダイレクトドライブ等

注 3 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注 4 アングルブレード、ストレートブレード、6 ウエイブレード、VPAT ブレード、セミユニバーサルブレード、ストレートチルトドーザ、パワーアングル・パワーチルトドーザ 等。

注 5 シングルシャンクリップ、マルチシャンクリップ、ドローバ、ウインチ、等

注 6 幅広シュウ、湿地シュウ、ゴムクローラ、ロングトラック、ワイドゲージ等。

注 7 クラッチ&ブレーキ、ディファレンシャルステア 等。

注 8 キャブ、ROPS、ROPS キャブ、FOPS、キャノピ 等を記載する。

注 9 ヘビーデューティクランクケースガード、ヘビーデューティラジエータガード、ヘビーデューティリアガード、燃料タンクガード、ファイナルドライブシールガード、フルレングストラックガード、等。

注 10 建機遠隔稼働管理システム、マシンセキュリティシステム、故障診断機能付モニタ等。

注 11 記載する事項が無い項目には、「－」を記載する。

参考資料 3

燃費評価値測定機械の型式、仕様及び装備品一覧（ホイールローダ）

仕 様			
諸 元			記載例
型式			ABC100-D
呼称（カタログ名）			AAA100B-DL
機械質量			##. #kg
エンジン型式			7ｲﾝﾁ DEF200
定格出力 ^{注1}			##. # kW / ##### min ⁻¹
作業機操作用の油圧システム、主要油圧コンポーネント		油圧ポンプ形式 ^{注2}	可変容量ﾋﾟｽﾄﾝ式
発電式の場合	発電機形式		三相交流発電式
	駆動用電動機形式		三相交流誘導電動式
	終減速装置形式		平歯車1段、遊星歯車1段式
機械式の場合	変速装置	形式 ^{注3}	トルクフロー
		トルクコンﾊﾞｰﾀ（又は主ｸﾗｯﾁ）形式	3要素1段1相式
		変速機形式	常時かみあい式（F4/R4）
	終減速装置		遊星歯車1段式
油圧式（HST）の場合	油圧ポンプ形式 ^{注2}		可変容量ﾋﾟｽﾄﾝ式
	油圧モータ形式 ^{注2}		可変容量ﾋﾟｽﾄﾝ式
	終減速装置形式		遊星歯車1段式
装 備 品			
作業装置の形式	フロントリンク機構の種類		標準型
	バケット	形式 ^{注4}	標準バケット
		容量	3.0m3
	その他特殊な装備等 ^{注5}		クイックカブラ
タイヤの種類 ^{注6}			標準タイヤ
キャブ等の特殊な装備 ^{注7}			キャブ、ROPS
強化・安全装備 ^{注8}			アンダーガード
その他の装備品 ^{注9}			建機遠隔情報管理システム

注1 定格出力（JIS B8003（又は同等の国際規格）に規定されるネット出力をいう。）の値を記載する。

注2 可変容量、定容量等の別、ピストン、ベーン、ギヤ等の別を記載する。

注3 トルクコンパワースhift（パワースhift又はトルクフロー）、ロックアップ機構・トルクデバイダ機構の有無、ダイレクトパワースhift（ハイドロshift）、ダイレクトドライブ等。

注4 標準バケット、ライトマテリアルバケット、マルチパーパスバケット、ロックバケット等。

注5 クイックカプラ、反転エッジ、油圧装置（3バルブ、4バルブ）、ハイリフトアーム等。

注6 標準タイヤ、ワイドタイヤ、ロックタイヤ等。

注7 キャブ、ROPS、FOPS、キャノピ等。

注8 アンダーガード、リアフルフェンダー、セカンダリステアリング等。

注9 建機遠隔稼働管理システム、故障診断機能付モニタ、オートライドコントロールシステム、スピードセクタ、スロットルリミット、リミテッドスリップデフ、マシンセキュリティシステム、リモートグリース、増量（ kg）カウンタウエイト等。

注10 記載する事項が無い項目には、「－」を記載する。

別添

燃費基準達成建設機械等申請実施要領

第1 適用

本実施要領は、燃費基準達成建設機械の認定に関する規程（以下「規程」という。）第五条に規定する燃費基準達成建設機械の型式認定の申請を行う場合に適用する。

第2 同一型式の範囲

型式認定の申請において、同一型式として処理できる範囲は、別紙二「燃費基準達成建設機械の同一型式判定要領」によるものとする。参考に、同一型式として処理できる取替可能な装置・部品等の一般的な例として、別表（参考）が考えられ得る。

第3 届出書、添付書面の提出等

次に掲げる提出先に申請書等を提出するものとする。

提出先：国土交通省総合政策局公共事業企画調整課 環境技術担当

〒100-8918

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

TEL 03-5253-8111（代表）

提出物：燃費基準達成建設機械の認定に関する規程第五条に規定する書面

部 数：正本1部

第4 規程第五条第1項第七号に規定する書面

規程第五条第1項第六号に規定する書面については、検査の業務組織（担当部署名を含む。）及び実施要領（検査の項目、検査方法及び検査の方式、検査用機械器具の名称及び能力並びに品質管理関係主要規定名を含む。）について記載すること。

申請に係る建設機械の認定適用日以前から当該申請者が日本工業規格（以下「JIS」という。）Q9001の規格又はこれと同等以上の規格を取得しており、かつ、申請に係る建設機械が主たる製作工場において製作されている場合においては、当該規格を取得している事実を証する書面であっても差し支えない。

この場合において、ISO9001、EN（European Norm）29001、EN29002、JISZ9901、JISZ9902、又はQS（Quality System requirements）9000の各規格はJIS Q9001と同等以上の規格の例とする。

第5 点検整備方式の周知方法

規程第一五条に規定する点検整備方式の周知について、使用者に対して講じた措置内容を記載した書面を提出するものとする。

附則

1 施行期日

この通達は、平成25年4月1日から施行する。

別表（参考）

取替可能な装置・部品等の例

油 圧 シ ョ ベ ル	作業機の種類	側溝掘を含むブーム、アーム、バケット形式・容量、作業機の形式等
	旋回装置	旋回モータ、旋回減速機の形式、仕様等
	下部走行体	上位クラスのものを使用、走行モータ、走行減速機の形式、仕様等
	足回りの種類	広幅シュー、湿地シュー、ゴムクローラ、ロングトラック、ワイドゲージ、ナローゲージ等
	各種仕様車	低騒音、湿地、碎石、解体、林業、港湾荷役、トンネル、産廃仕様車、軌道作業車等
	補機	冷却用ファン等変更に伴う定格出力変更
	小旋回形	超小旋回形、後方小旋回形
	アタッチメント	油圧ブレーカ、フォーク、グラップル、リフティングマグネット、リサイクル機械、草刈機、カンフーバケット、クラムシェルバケット、スーパーロングフロント、スライドアーム、2ピースブーム、ブレード付き、クレーン仕様、アタッチメント配管装着車、各部強化、CW 重量増加等
	水陸両用掘削機	水陸両用掘削機（泥状掘削機）
	上記装置・部品等の取替に伴う操作性改善や信頼性確保等のための油圧回路の微調整等	
	キャブ	キャブ、ROPS、FOPS、キャノピ等の装着の有無
	その他	その他、別紙二を満足する派生機種
ブ ル ド ー ザ	作業機の種類	アングルブレード、ストレートブレード、6ウェイブレード、スカリファイア、インサイドフレーム等の前方作業機、シングルシャンクリップ、マルチシャンクリップ、ドローバ、三点ヒッチ、ウインチ等の後方作業機
	足回りの種類	広幅シュー、湿地シュー、ゴムクローラ、ロングトラック、ワイドゲージ等
	操向装置の形式	クラッチ&ブレーキ、デファレンシャルステア等
	各種仕様車	低騒音、湿地、超湿地、超々湿地、岩盤地、農耕、林業、除雪、港湾荷役、トンネル、産廃仕様、各部強化等
	補機	冷却用ファン等変更に伴う定格出力変更
	上記装置・部品等の取替に伴う操作性改善や信頼性確保等のための油圧回路の微調整等	
	キャブ	キャブ、ROPS、FOPS、キャノピ等の装着の有無
	その他	その他、別紙二を満足する派生機種
ホ イ ー ル ロ ー ダ	作業機の種類	バケット形式・容量、フロントリンク機構の種類、特殊フロントなどの装着等
	タイヤの種類	ワイドタイヤ、ロックタイヤ、メッシュチェーン、グロース付き鉄輪等
	各種仕様車	低騒音、岩盤地、フォーク、除雪、林業、港湾荷役、トンネル、産廃仕様車等
	補機	冷却用ファン等変更に伴う定格出力変更
	上記装置・部品等の取替に伴う操作性改善や信頼性確保等のための油圧回路の微調整等	
	キャブ	キャブ、ROPS、FOPS、キャノピ等の装着の有無
	その他	その他、別紙二を満足する派生機種